

No.232

8

August 葉月



新城市商工会

shinshiro city society of commerce and industry

〔商工会報 あののん〕

anonon

商工会は小規模企業や中小企業のみなさまを応援します。

◆発行元・連絡先◆

新城市字中野 15-10

新城市商工会

TEL: 0536-22-1778



新城市プレミアム付商品券「どい〜じゃん」 8月18日販売・引換開始のご案内

この記事の内容は
【新城市HP】
で詳しくご覧になれます。
右のQRコードをご利用ください。



●新城市プレミアム付商品券

『どい〜じゃん』とは

新型コロナウイルス感染拡大により売上に影響を受けた市内事業者への支援や、休校や登園自粛により出費が増えたご家庭の生活支援のため発行します。

全世帯には販売金額 5,000 円に対しプレミアム分 5,000 円を上乗せした 10,000 円分の商品券を販売、さらに子育て世帯には別途 10,000 円分の商品券をお渡しする 2 種類をご用意します。

●購入対象者

令和 2 年 4 月 1 日現在の市内の全世帯主。(世帯主宛に「購入券」を送付しています。)

また、購入された方には、しんしろ茶ティーバッグを進呈します。

●引換対象者

令和 2 年 4 月 1 日現在、18 歳未満のお子さんがある世帯主。

※世帯主宛に「引換券」を送付しています。

●購入・引換方法

全世帯対象分は、購入券により 1 冊 5,000 円 (1,000 円券 10 枚) で購入。

子育て世帯分は、引換券により 1 冊 (1,000 円券 10 枚) と引換。

同封されている「購入券」または「引換券」、身分を証明するものを持参の上、最寄りの販売・引換場所 (下記) にて購入または引換してください。

全世帯分をご用意していますので、マスクの着用にご協力いただき、密にならないようご来場ください。

⑨「購入券」および「引換券」は再発行できませんので大切に保管してください。

▶販売・引換場所

市内各郵便局 (午前 9 時～午後 5 時)

市内愛知東農業協同組合

本店・支店 (午前 9 時～午後 3 時)

※ともに土日、祝休日を除く

▶販売・引換期間

令和 2 年 8 月 18 日(火)～同 10 月 30 日(金)

※販売・引換期間を過ぎた購入券・引換券は無効となります。

●使用できる店舗

本市及び商工会に登録した市内店舗
商品券販売・引換窓口にて取扱店舗一覧を配布いたします。

▶商品券使用期間

令和 2 年 8 月 18 日(火)～令和 3 年 2 月 28 日(日)

※使用期間を過ぎた商品券は無効となります。(返金不可)

●問合せ先

《商品券等に関する問合せ》

新城市役所商工政策課 ☎23-7634

《取扱店舗に関する問合せ》

新城市商工会 ☎22-1778

《しんしろ茶に関する問合せ》

新城市役所農業課 ☎23-7632

(受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
土日、祝休日、年末年始を除く)

新城市プレミアム付商品券「どい〜じゃん」 取扱店申込は 10 月 30 日まで受付中!!

先月号でお知らせしたとおり、商品券引換時に配布する取扱店一覧表を含む広報掲載物等への掲載は締め切りでしたが、取扱店の申込受付は 10 月 30 日(金)まで行います。

《申込方法》

商工会窓口備え付けの「取扱店登録申請書」に必要事項を明記の上、商工会までご提出ください。複数の店舗がある場合は、各店舗単位で登録が必要となります。

※申請書は商工会HPからダウンロード可。
※ファクシミリによる申込みも可。

市内で製造業を営む皆様へ

新城市持続化給付金申請開始のご案内

この記事の内容は
【新城市HP】
で詳しくご覧になれます。
右のQRコードをご利用ください。



新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けている市内製造業の中小企業者および小規模事業者の事業継続を支援するため、国の持続化給付金の対象とならない事業者の方へ、ひと月の売り上げが前年同月と比較し 20%以上 50%未満の減少した場合に、持続化給付金を支給します。

■申請について

【申請期間】

令和 2 年 7 月 22 日(水)～令和 3 年 1 月 15 日(金)

※申請は、1 事業者 1 回

※国の持続化給付金との重複受給はできません。

※市内に複数の事業所がある場合は、本社が一括で申請する。(市外に本社がある場合も同様)

【交付対象事業者】

次の①から⑥全ての要件を満たすもの

①市内に事業所を有する中小企業者及び小規模事業者 (中小企業者→資本金 3 億円以下並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の製造業を営む会社または個人、小規模事業者→常時使用する従業員の数が 20 人以下の製造業を主たる事業として営む会社または個人)

②令和 2 年 3 月までに事業を開始し、事業収入を得ており今後も事業を継続する意思があること

③令和 2 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が 20%以上 50%未満減少した事業者。

④日本標準産業分類のうち大分類 E (製造業) に属する事業者

⑤国の持続化給付金の給付 (申請を含む) を受けていないこと

⑥暴力団員等でないこと

【交付額】

中小企業者 最大 100 万円

小規模事業者 最大 50 万円

《売上減少分の計算方法》

前年の総売上 (事業収入) - (前年同月比で ▲20%以上 ▲50%未満の売上 (対象月) の売上 × 12 か月)

【申請方法】

郵送 (簡易書留等追跡できる方法で郵送してください。) ※郵送先は下にあります。

【申請書類】

①持続化給付金交付申請書 (請求書)

②誓約書

③確定申告書の写し (税務署の受付印があるもの。e-Tax の場合は、電子申告の「受信通知」を添付)

④対象月の月間事業収入のわかるもの (売上台帳、帳面、その他対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる資料)

⑤振込先口座の通帳の写し

⑥本人確認書類 (免許証、健康保険証の写しなど) 法人の場合は不要

【その他】

不正が認められた時は、給付金の全額の返還と、受給の日から返還の日まで、年 10.95% の加算金、遅延利息を請求します。

【郵送先・問合せ先】

〒441-1392 (住所の記載は不要です。)

産業振興部商工政策課

持続化給付金担当あて ☎23-7634

持続化給付金申請サポート

「キャラバン隊」派遣のお知らせ

申請サポートキャラバン隊は、電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して補助員が電子申請の入力サポートを行います。

【開催期間・時間】

令和 2 年 8 月 13 日(木)～8 月 20 日(木)

全日とも 9 時 00 分～17 時 00 分 (最終受付 16 時 00 分) ※最終日のみ 15 時 00 分 (最終受付 14 時 00 分) まで

【開催場所】新城市商工会館 3 階大研修室

【ご利用にあたって】

①申請サポートキャラバン会場のご利用は予約が必要です。

▽開催期間前／新城市商工会 ☎22-1778

▽開催期間中／080-4469-9617

※開催期間中は、会場でも予約を受け付けますが、当日のご予約は状況によってお受けできない場合もあります。

②申請時に必要な書類をご用意の上、必ずご持参ください。

※必要な書類は「中小法人等」「個人事業者等」で異なります。

③会場での手続きには 1 時間程度を要します。

【来場時のご注意】

①必ずマスク着用の上、ご来場下さい。

②当日は必ず検温の上、お越し下さい。

また 37.5 度以上の方は、会場への入場をお断りさせていただきます。

③原則として申請者お一人様でご来場ください。

④ボールペン等の筆記用具をお持ち下さい。